建築基準法の規定に基づく
許可申請の手引き

平成 30 年 4 月

柏崎市都市整備部建築住宅課

目次

1 建築基準法における許可申請をされる方へ 35
2 許可申請の流れ 36
3 事前相談について 38
4 事前協議について 39
5 許可申請書の作成 40
6 公聴会の開催 46
7 建築審査会用資料の作成 48
8 許可を取得した内容に変更等が生じた場合 50

様式

例外許可事前相談票 51
建築基準法に基づく許可事前協議書 52
建築基準法に基づく許可事前協議取下届 53
申請理由書 54
廃棄物処理施設の種類及び能力調書 58
参考（廃棄物処理施設の制限） 60

1　建築基準法における許可申請をされる方へ

建築基準法（以下「法」という。）では、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する基準を定めていますが、その中には、特定行政庁（柏崎市長）が建築計画や周辺状況等を勘案して、やむを得ないと認められる場合に限り、特例的に建築の制限を解除することができる許可の制度があります。

建築基準法に適合させるために許可を取得する場合は、建築確認申請に先立って行わなければなりません。

許可申請は、建築審査会の同意や公聴会の開催を求めるものなど、許可申請の内容により必要な手続きや添付書類が異なります。

許可申請に必要な様式や添付書類は、建築基準法施行規則及び柏崎市建築基準法施行細則に定められていますが、この「許可申請の手引き」では、手続きの流れや許可申請に必要な添付書類などについて解説しています。

許可申請を行おうとする方は、この手引きを参照のうえ、市担当者の指示により手続きを進めてください。

この手引きの対象となる許可申請は、3ページに示すものとなります。

法第４３条第２項第１号、第２号の規定に基づく認可・許可申請は、別に定められている「建築基準法第43条第2項（旧43条ただし書き）認定・許可申請の手引き」を参照してください。

2 許可申請の流れ

許可申請手続きは、次の“許可申請の流れ”に沿って行ってください。

なお、事務処理の内容が許可関係規定により異なる場合がありますので、市担当者と協議をお願いいたします。

【許可申請の流れ】

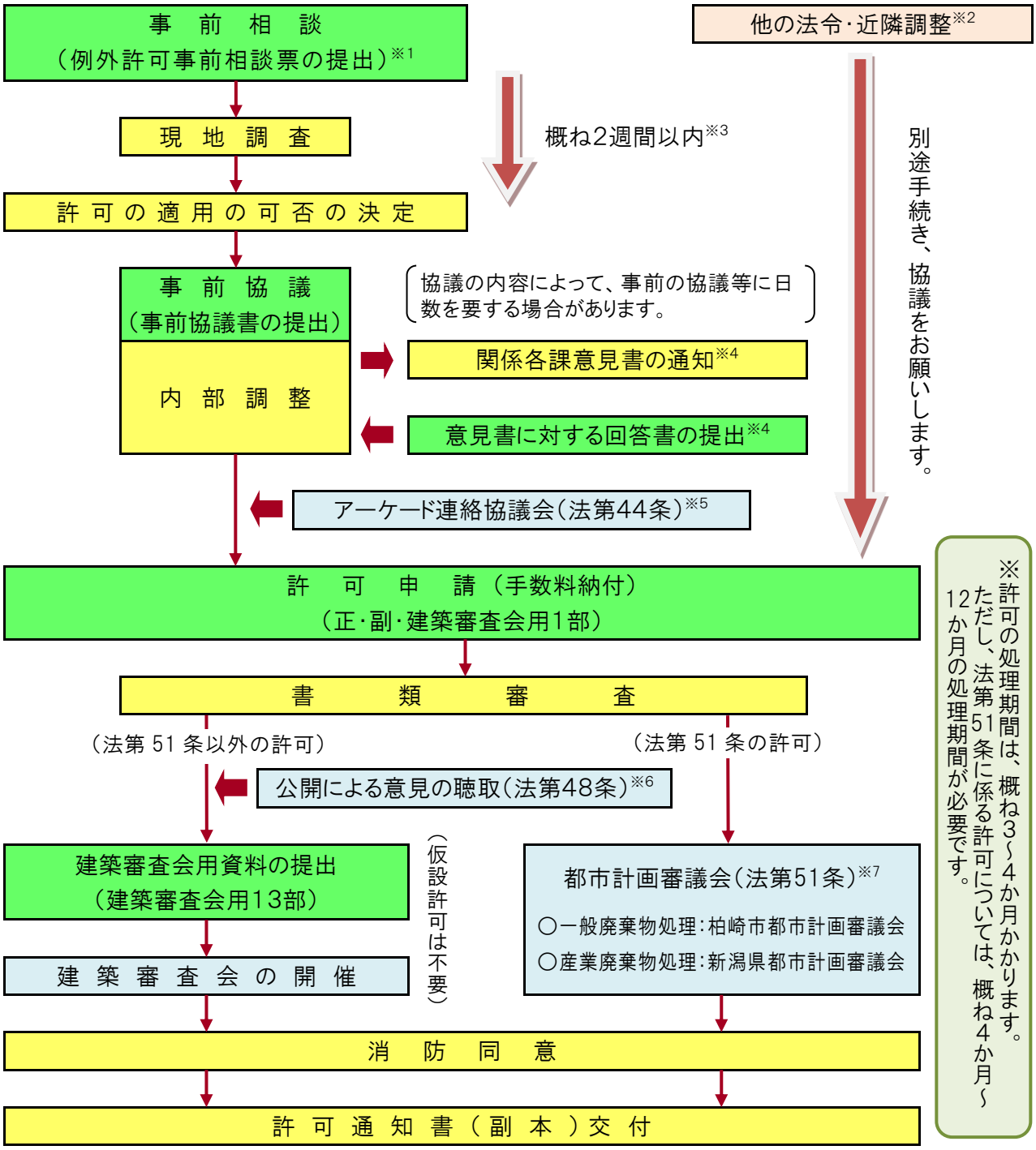

※1　定期的に設置する仮設建築物については、不要となる場合がありますので、市担当者にご確認ください。また、定期的に設置する仮設建築物以外の仮設建築物で小規模なもの、または耐震改修工事に伴うものなど簡略化できる場合がありますので、市担当者にご確認ください。

※2　他法令に基づく許認可や近隣の調整は、別途手続き、協議をお願いします。また、これらの協議状況によっては、許可申請を受理ができない場合があります。

※3　相談内容により、2週間を超える場合があります。

※4　建築住宅課は“建築基準法に基づく許可事前協議書”に基づき関係各課に照会します。関係各課から提出された意見等については、申請者（代理人）にその意見等に対する回答をお願いします。

※5　法第44条第1項第4号許可については「柏崎市アーケード等連絡協議会」と協議が整っている必要があります。

※6　法第48条第1項から第14項ただし書き許可のみの手続きです。

許可条項一覧

※本要領の対象となる主な条項のみを抜粋しています。

許可等の種類	関係条文	建築審査会の同意	備考
建築物の敷地と道路との関係の建築許可	第43条第2項第2号	要※	
公衆便所等の道路内における建築許可	法第44条第1項第2号	要※	
公共用歩廊等の道路内における建築許可	法第44条第1項第4号	要	柏崎市アーケード等連絡協議会の承諾が必要
用途地域内における建築等許可	法第48条第1項～第14項	要	公聴会の開催が必要
特殊建築物等敷地許可	法第51条	不要	都市計画審議会の議を経る必要
建築物の高さの許可	法第55条第3項	要	
日影による建築物の高さの特例許可	法第56条の2第1項	要※	
敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可	法第59条の2第1項	要	
仮設建築物建築許可	法第85条第5項	不要	

※法第43条第2項第2号、法第44条第1項第2号及び法第56条の2第1項については、包括同意基準を設けていますので、これに該当する場合は、許可後に建築審査会に対する報告のみとなります。

3 事前相談について

許可申請が必要となる建築計画がある場合は、許可の適用について事前に建築住宅課指導係に相談をお願いします。

この事前相談あたっては、許可を求める事項、その理由を明確にした上で、その計画概要を示す資料を作成してください。

資料としては、計画概要がわかるものとし、“例外許可事前相談票（別紙様式1）”に、次に掲げる書類を添付して提出をお願いいたします。

図面名	内容
① 付近見取図	計画地の周辺の状況が分かるものを提出してください。
② 配置図	敷地に接する道路の種別・幅員、計画建築物と既存建築物の別、駐車場・植栽・乗入れ口などの土地利用計画を記載してください。また、2以上の用途地域にわたる場合は、用途地域界及びそれぞれの用途地域が占める面積を記載してください。
③ 各階平面図	計画建築物と既存建築物の別、計画部分については、概要が分かる範囲で作成してください。
④ 立面図	計画建築物と既存建築物の別、建築物の高さ、計画部分については、概要が分かる範囲で作成してください。
⑤ 日影図	法第56条の2第1項ただし書き許可の場合に添付してください。なお、測定線を超える部分の土地の状況が分かる資料を添付してください。
⑥ 写真	計画地の既存建築物、工作物及び周辺の状況が分かるものを提出してください。
⑦ その他	特定行政庁が必要と認める図書の添付をお願いします。なお、法第48条関係の許可に係る自動車修理工事の場合は、敷地境界線上での騒音予測値の資料の添付をお願いします。

相談内容によっては、追加の資料等の提出をお願いする場合があります。

許可の適用の可否については、2週間を目途に回答の連絡を差し上げる予定ですが、相談内容により、2週間を超える場合がありますので、ご了承ください。

なお、定期的に設置している仮設建築物の建築許可の場合は、例外許可事前相談票の提出が不要となる場合がありますので、市担当者にご確認ください。また、定期的に設置する仮設建築物以外の仮設建築物で小規模なもの、または耐震改修工事に伴うものなど簡略化できる場合がありますので、市担当者にご確認ください。

4　事前協議について

許可申請を提出する場合は、申請者の書類作成等の負担軽減と事務処理の迅速化のために、建築住宅課とその内容について事前協議を行ってください。

事前協議を行う場合は、“建築基準法に基づく許可事前協議書（別紙様式2）”に、「5　許可申請書の作成」に基づき必要書類を作成し、市の担当者に提出してください。

法第48条第1項から第14項ただし書き許可及び法第51条ただし書き許可の場合は、書類を提出していただいた後に、「2　許可申請の流れ」に基づき、関係法等の事前協議を関係各課と行います。

事前協議資料を作成する際は、関係各課と事前に協議を行ってください。

建築住宅課は事前協議書に基づき関係各課に照会します。関係各課から提出された意見等については、申請者（代理人）にその意見等に対する回答をお願いしますので、回答書の作成及び建築計画等への反映をお願いします。また、その他許可申請に関して必要と判断される資料の提出を求める場合があります。

なお、計画建築物の建築に際し、農地法、都市計画法等の他法令に基づく許認可が必要な場合は、別途関係部局と協議及び許認可の手続きをお願いします。

また、事前協議書の提出後に計画を中止する場合は、“建築基準法に基づく許可事前協議取下届（別紙様式3）”を提出してください。

5 許可申請書の作成

⑴ 許可申請書の様式（建築基準法施行規則第10条の4）

- 様式第43号 ― 法第44条第1項第2号、同項第4号、法第48条、法第51条、法第55条第3項、法第56条の2、法第59条の2など
- 様式第44号 ― 法第85条第3項、同条第5項

⑵ 添付図書等

表1 許可申請関係書類

<table>
<tr><th>図書名</th><th>記入事項等</th></tr>
<tr><td rowspan="2">申請理由書
A4版（別紙様式4）</td><td>・許可を要することとなった経緯、理由
・許可を取得するに際して計画上配慮している事項等があれば、具体的に記入すること</td></tr>
<tr><td>【法第48条第1項から第14項ただし書き許可の場合に作成】
・許可を取得するに際して、周辺への影響とそれに対し計画上配慮している事項等を具体的に記入すること
・営業時間（原動機を使用する作業がある場合は、作業時間も記入すること）を記入すること</td></tr>
<tr><td>都市計画図
縮尺1/25,000
A3版</td><td>・A1版都市計画図をA3版に縮刷し、その旨を図面に明記すること
・申請地を「赤」で着色し、引出線により申請地と表示</td></tr>
<tr><td>付近見取図
縮尺1/2,500程度
A3版</td><td>・申請地を「赤」で着色、引出線により申請地と表示
・縮尺、方位
・道路、目標となる地物
・申請敷地の中心（大規模な敷地については、敷地境界線）より、半径300m程度の周辺の状況が確認できるもの
・土地建物の利用状況の明示は、用途別に色分けすること
〇建物用途別現況図（凡例）
<table>
<tr><th>用途</th><th>色彩</th><th>用途</th><th>色彩</th></tr>
<tr><td>住宅・共同住宅・寄宿舎</td><td>黄</td><td>体育館・運動競技施設</td><td>オレンジ</td></tr>
<tr><td>官・公署・銀行・事務所</td><td>グレー</td><td>病院・診療所・福祉施設</td><td>濃い緑</td></tr>
<tr><td>物販店・飲食店</td><td>水</td><td>学校・図書館・博物館</td><td>青</td></tr>
<tr><td>ホテル・旅館</td><td>緑</td><td>工場・倉庫・物流施設</td><td>茶</td></tr>
<tr><td>集会場・冠婚葬祭場</td><td>紫</td><td>遊興施設・興業施設</td><td>桃</td></tr>
</table>
＊併用住宅は着色を黄色で塗り、外枠を併用している用途の色とする。
・鉄道路線名、主要道路名、公共施設等の名称</td></tr>
</table>

	【仮設建築物の許可申請の場合は、周辺の状況の記載については、簡略化できます。】
配置図 縮尺1/200程度 A3版	・ 縮尺、方位 ・ 建築物の位置寸法 ・ 敷地境界線は、「一点鎖線（赤）」で表示 ・ 敷地内建築物の用途、構造、規模、植栽・駐車場等土地利用（植栽は、着色等により明示すること） ・ 申請に係る建築物と他の建築物との別 ・ 土地の高低、敷地と敷地に接する道路の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ ・ 敷地に接する道路の位置、名称、幅員 ・ 排水計画を図示し、敷地外への放流先を記入 ・ 断面図の切断位置 ・ 浄化槽、油水分離槽等がある場合は、その位置及び処理能力等 ・ 都市計画施設、用途地域界等がある場合は表示すること
面積求積図	・ 敷地面積の求積に必要な各部分の寸法及び算式 ・ 床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式 ・ 建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式 ・ 用途規制上の制限部分とその他部分の床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
制限建築物調書	【法第48条第1項から第14項ただし書き許可及び法第51条ただし書き許可の場合に作成】 ・ 柏崎市建築基準法施行細則第2条、第18条第2項（別記第1号様式）に従い記入すること ・ 作業用の機器を設置（使用）する場合は、機械の名称・台数・出力、機能等のわかる機械リストを添付すること
各階平面図 縮尺1/100又は 1/200	・ 縮尺、方位 ・ 各室の用途、面積、主要部分の寸法 ・ 工場にあっては、作業場面積、機械、設備の位置、名称等、必要な事項 ・ 危険物の貯蔵等にあっては、危険物の名称、貯蔵又は処理の位置等、必要な事項 ・ 用途規制上の制限部分とその他の部分を区分すること ・ 増築等に係る申請で、既存建築物に接する場合は、既存建築物部分の間取り等 ・ 延焼の恐れのある部分の外壁及び防火設備の構造

二面以上の立面図 縮尺1/100又は 1/200	・ 縮尺 ・ 開口部の位置及び壁、屋根、軒裏の構造、仕上げ、設備機器 ・ 高さに係る許可の場合は、地盤面算定表を添付すること ・ 法第55条に係る許可の場合は、地盤面及び高さ10mラインを「赤線」で表示 ・ 増築等に係る申請で、既存建築物に接する場合は、増築部分を明示すること ・ 道路斜線、隣地斜線、北側斜線、建築物の高さ
二面以上の断面図 縮尺1/100又は 1/200	・ 縮尺 ・ 建築物の地盤面からの高さ・床、天井及び軒の高さ ・ 軒及び庇の出 ・ 屋根、外壁の仕上げ ・ 法第55条に係る許可の場合は、地盤面及び高さ10mラインを「赤線」で表示 ・ 法第56条の2第1項ただし書き許可の場合は、地盤面のラインを「赤線」で表示
日影図 縮尺1/200程度	【法第56条の2の規定による制限を受ける場合に作成】 ・ 縮尺、方位 ・ 敷地内における建築物の位置（敷地各辺の寸法及び建築物の敷地境界線からの位置寸法） ・ 建築物の各部分の平均地盤面からの高さ ・ 5m測定線と10m測定線を図示（違いが分かるようにすること） 【法第56条の2第1項ただし書き許可の場合は、次に掲げるものも作成】 ・ 増築に係る許可申請の場合は、増築前、増築部分のみ、増築後のそれぞれの等時間日影図及び増築部分のみの時刻日影図を作成すること ・ 測定線を超える日影の範囲を着色等で区分すること ・ 平均地盤面算定表を添付すること ・ 測定線を超える日影の範囲の土地所有者等の承諾書等を添付すること
環境対策に係る計算書等	【法第48条第1項から第14項ただし書き許可の場合で、特定行政庁が必要と認めた場合に作成】 ・ 敷地境界線上における騒音・振動等の現況及び予測値等（配置図等に予測値・基準値等を記入すること） ※事業開始後における騒音・振動等の実測値を法第12条第5項の規定に基づく報告を求めます。
委任状	申請手続きを代理人に委任する場合に添付してください。
その他	特定行政庁が必要と認めた書類

●法第51条ただし書き許可の場合は、表1及び表2に掲げるものを提出してください。

表2　法第51条ただし書き書類

図書名	記入事項等
都市計画図 縮尺1/25,000 A3版カラー	・都市計画図に申請地を赤で示すこと ・標題、施設の種類、敷地の位置（地名地番）、敷地面積、申請者名等を記入すること
廃棄物処理施設の種類及び能力調書（別紙様式5）	・敷地内で処理するものについて記入すること ・法第51条ただし書き許可の対象施設と対象外施設の両方を記入すること ・制限処理能力欄については、用途地域による制限対象となる処理能力を記入すること（「参考：廃棄物処理能力について」を参照して記入すること）
事業計画概要書等	・事業の目的及び効果 ・事業開始の予定日 ・敷地選定理由及び位置の妥当性 ・施設運転計画（休日や作業時間（搬出入時間及び施設稼働時間等）、計画従業員数及び従業員通勤車等を記入すること） ・施設計画 建築物等の用途・面積、処理設備の名称・処理能力、ストックヤード等の容量等 ・搬入予定先一覧（予定を含む） 廃棄物等の受入先及び運搬業者と受入量 ・搬出予定先一覧（予定を含む） 処理後廃棄物（製品等）の搬出先及び運搬業者と搬出量 ・搬出入計画 搬入及び搬出時間帯、台数、搬出入ルート、安全確保等 ・廃棄物処理計画書 廃棄物処理フロー（発生から最終処分まで）、取扱廃棄物の性状、ストックヤード等の妥当性、処理設備パンフレット等 ・維持管理計画書及び二次公害防止のための監視計画書 産業廃棄物施設設置等事前協議書に添付したものと同様のものを提出すること
生活環境影響調査書	・産業廃棄物施設設置等事前協議書に添付したものと同様のものを提出すること
地域住民等に対する周知の概要及び結果	・産業廃棄物施設設置等事前協議書に添付したものと同様のものを提出すること

●法第48条第1項から第14項ただし書き許可の場合は、表1に掲げるもの及び表3に掲げる利害関係者書類を提出してください。

表3 利害関係者書類

図書名	記入事項等
範囲図	・ 敷地境界線より50メートルの範囲を含む、道路・川等の構造物で区切られた街区内を対象範囲（詳細は、市担当者と協議すること）として明示すること
利害関係者名簿（CSV形式等による電子データも提出すること）	・ 対象者は、対象範囲内の土地（不在地主も対象）・家屋の所有者及びその使用者並びに対象区域の自治会等の会長とする ・ 次の事項を記入すること ア 通し番号、地名地番、建物名称（ビル名・アパート名など） イ 土地所有者の情報：氏名、住所 ウ 建物所有者の情報：氏名、住所 エ 使用者の情報 ：氏名、住所 オ 自治会長等の情報：氏名、住所 ※住所には、郵便番号を含み住居表示とすること ※アパートなどで使用者がわからない場合は、戸数を記載すること
公図（コピー可）	・ 対象範囲を明示し、利害関係者名簿の通し番号を記載すること
謄本（コピー可）	・ 利害関係者名簿の通し番号を記載すること

⑷　提出部数　※本要領の対象となる主な条項のみを抜粋しています。

許可の種類	許可申請書			その他の申請書類
	正本	副本	建築審査会用※1	
法第44条関係 （道路内の建築制限）	1部	1部	14部	
法第48条関係 （用途制限）	1部	1部	14部	利害関係者書類　1部
法第51条関係 （廃棄物処理施設等）	1部	1部		関係部局用書類※2
法第55条関係 （高さ制限）	1部	1部	14部	
法第56条の2関係 （日影規制）	1部	1部	14部	
法第59条の2関係 （総合設計）	1部	1部	14部	
法第85条関係 （仮設建築物）	1部	1部		

※1　建築審査会用の許可申請書類は、正本の写しを提出してください。提出時期は、市担当者と協議してください。また、許可申請書第一面を「1」として通し番号を付してください。

　なお、建築審査会での説明用資料作成のため、電子データの提出をお願いする場合がありますので、市担当者の指示により提出してください。

※2　提出部数、提出書類の内容等については、市担当者の指示によって提出してください。

6 公聴会の開催

⑴ 公聴会とは

法第48条第1項から第14項ただし書きの規定による許可を行う場合は、あらかじめ、許可に利害関係を有する者の出頭を求めて、公開による意見の聴取（以下「公聴会」という。）を行うことが、法により定められています。（建築基準法施行令第130条の規定に適合する場合を除く。）

また、公聴会の開催3日前までに、その旨を公告することとされています。

公聴会による利害関係者の意見は記録し、後日開催される建築審査会に概要を報告します。

⑵ 公聴会開催場所の準備

申請地に近接する公共施設を公聴会開催場所として市が準備します。

会場決定後、申請者（代理人）に会場の施設名及び所在地を連絡しますので、公聴会への出席及び配布資料の準備を行ってください。

⑶ 公聴会開催の周知について

① 公聴会の周知

公聴会の開催について、市の掲示板に公示文書を掲示するとともに、提出していただいた利害関係者名簿に基づき、案内文書を送付します。

貸家等で、案内文書が送付できない場合については、申請者に案内文書の配布をお願いします。

② 現地公告文書の掲示

市担当者は、公聴会の開催を知らせるための公告文書を申請地に掲示しますので、指定する期日までに、申請地内に掲示板を設置してください。

公告文書の大きさはA2版とし、道路から見やすい位置に掲示します。

⑷ 公聴会の進め方（概要）

公聴会は、次に示す順番により市職員が議長となり、議事を進め、意見聴取は、口述審問によって行います。また、関係機関や利害関係者に配布する資料は、申請者が準備してください。

- 公聴会の趣旨等の説明
- 公聴会出席者の自己紹介
- 申請者による申請理由の説明
- 申請者（設計者）による計画概要等の説明
- 利害関係人の意見聴取
- 関係機関の意見聴取（申請者、利害関係者は退席していただきます。）

⑸　配布資料について

配布資料は、計画の内容が判断できるものとし、一般の方への資料として、見やすいものにしてください。

必要記載事項は概ね以下のとおりです。

記載事項	内　　容　　等
①　申請者（建築主）	・住所　・氏名
②　計画地概要	・申請理由　・計画名称　・計画敷地地名地番　・用途地域等 ・敷地面積
③　建築物概要	・用途　・建築面積　・延べ面積　・構造規模　・高さ ・営業、作業内容（※該当する場合のみ）
④　設計者	・会社名　・所在地　・設計者名
⑤　施行者	・会社名　・所在地　・現場代理人名
⑥　図面	・配置図　・平面図　・立面図　・断面図

※各図に具体的な配慮事項を記入してください。

※挨拶文等は適宜考慮して作成してください。

⑹　公聴会の実施について

公聴会には、必ず申請者本人又は本人の代理として出席することが適当と認められる者及び計画概要を十分に説明できる者（設計者）が出席してください。

公聴会に出席された利害関係者に対して、分かりやすい説明をするように努めてください。

※申請者本人に代わり代理人が出席する場合は、委任状の提出をお願いします。ただし、申請者が法人で、その法人に属する職員が代理人として出席する場合は、委任状は不要です。

7 建築審査会用資料の作成

建築審査会の同意が必要となる許可申請の場合は、以下により建築審査会用資料を作成してください。（包括同意基準に該当する報告のみの事案については必要ありません。）

⑴ 必要書類等

必要図書は許可の条文ごとに、原則、下記の図書としますが、計画によっては追加図書が必要な場合があります。なお、許可項目に記載のない条文については、市担当者と調整した上で作成してください。

なお、計画内容により、特定行政庁が必要と認めた書類の提出をお願いする場合があります。

図書名 許可の種類	申請理由書	制限建築物調書	都市計画図	付近見取図	配置図	各階平面図	立面図断面図	日影図
法第43条関係（敷地の接道義務）	○		○	○	○	○	○	
法第44条関係（道路内の建築制限）	○		○	○	○	○	○	
法第48条関係（用途制限）	○	○	○	○	○	○	○	
法第55条関係（高さ制限）	○		○	○	○	○	○	○
法第56条の2関係（日影規制）	○		○	○	○	○	○	○
法第59条の2関係（総合設計）	○		○	○	○	○	○	

注）法第85条関係の許可申請（仮設建築物の建築許可）の場合は、建築審査会用の資料の提出は不要です。

⑵ 提出要領

事前に市担当者の確認を得たうえで、必要部数の提出をお願いします。

提出時期は1部を許可申請時に提出し、市担当者の指示に従い必要な修正を行った後、13部を指定する期日までに提出してください。

⑶　体裁

A4版の左開きとし、許可申請書第1面を表紙として綴じてください。

A3版の書類は、下図（A4版サイズ）のように折りたたんでください。また、許可申請書第一面を「1」とした通し番号を右下に記載してください。

※両面の場合は、表面右下、裏面左下に記載してください。

【閉じた状態－A4版】

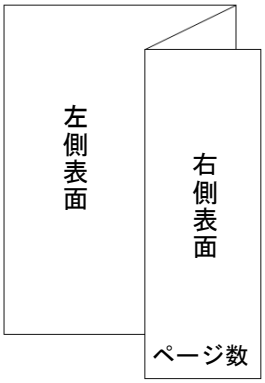

【開いた状態－A3版】

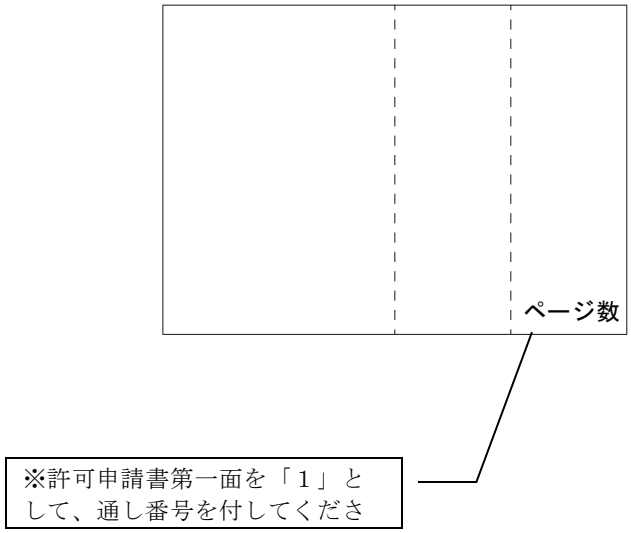

8 許可を取得した内容に変更等が生じた場合

⑴　当該敷地内では、許可を取得した内容と異なる建築行為はできません。

許可を取得した内容とは、許可を取得した事項のみならず、当該許可の対象となった建築計画の内容そのものとなりますので、許可を取得した敷地全体に制限が係ることとなります。

申請敷地全体の建築計画に対して許可を行うものですので、許可の対象となった当該建築計画にない建築物の建築行為はできません。

⑵　許可を取得した内容に変更がある場合は、改めて許可が必要です。

「許可を取得した後に、その計画内容に変更が生じた場合」には、原則として改めて許可の取得が必要です。また、「許可に基づき建築された後、当該敷地内において、新たな増築、改築、用途変更等を行う場合」についても建築基準法第6条の規定に基づく確認申請の必要がない場合であっても、変更後の内容で改めて許可を取得する必要があります。

許可を取得した内容に変更等が生じた場合または許可を取得した敷地内で増築等の計画がある場合は、必ず建築行政課にご相談ください。

⑶　検査済証の交付を受けてください。

許可通知書の交付後に確認申請の手続きを行い建築工事に着手しますが、工事が完了したら必ず検査済証の交付を受けてください。

また、「許可に基づき建築された後、当該敷地内において、新たな増築、改築、用途変更等を行う場合」に係る許可申請には、従前の許可通知書及び検査済証の写しを添付してください。

法第48条第1項から第14項ただし書き許可及び法第51条ただし書き許可を取得した建築物の場合は、制限建築物調書も提出してください。

（別紙様式１）

例外許可事前相談票

年　　月　　日

<table>
<tr><td colspan="2">相　談　者</td><td>住　所
氏　名</td><td colspan="4">担当者　　TEL　（　）　　E-mail：</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築主又は
事業者名</td><td>住　所
氏　名</td><td colspan="4">TEL　（　）　　E-mail：</td></tr>
<tr><td rowspan="3">相談（許可）の概要</td><td>許可該当条項</td><td colspan="5">建築基準法第　　条　　第　　項　第　　号</td></tr>
<tr><td>許可を求める事項・申請理由等</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>添付書類</td><td colspan="5">□付近見取図　□配置図　□各階平面図　□立面図　□日影図　□写真
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">敷地の地名地番</td><td colspan="5">柏崎市</td></tr>
<tr><td rowspan="4">地域・地区</td><td>用途地域</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">その他の地区</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>防火地域</td><td colspan="2">準防火・法22条・指定なし</td></tr>
<tr><td>基準容積率</td><td colspan="2">%</td><td>最高の高さ</td><td colspan="2">m</td></tr>
<tr><td>基準建ぺい率</td><td colspan="2">%</td><td>日影規制</td><td colspan="2">10m　時間　5m　時間</td></tr>
<tr><td rowspan="8">建築物の概要</td><td>建物用途</td><td colspan="2"></td><td>工事種別</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>構造</td><td colspan="2"></td><td>規模</td><td colspan="2">地上　階／地下　階</td></tr>
<tr><td></td><td>計画部分</td><td>計画以外の部分</td><td>合計</td><td colspan="2" rowspan="2">敷地面積との比率</td></tr>
<tr><td>敷地面積</td><td>m2</td><td>m2</td><td>m2</td></tr>
<tr><td>建築面積</td><td>m2</td><td>m2</td><td>m2</td><td colspan="2">%</td></tr>
<tr><td>延べ面積</td><td>m2</td><td>m2</td><td>m2</td><td colspan="2">%</td></tr>
<tr><td>前面道路種別</td><td colspan="5">法第42条第　項第　（　　）号　　幅員　　m</td></tr>
<tr><td colspan="2">※　受付欄</td><td colspan="5">※　処理記録欄</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

（注意）※印のある欄は、記入しないでください。

建築基準法に基づく許可事前協議書

年　　月　　日

柏崎市長　　様

建築主　住　所
氏　名　　㊞
電　話　　(　　)
E-mail
代理人　住　所
氏　名　　㊞
電　話　　(　　)
E-mail

建築基準法第　条第　項第　号に基づく許可申請について、次のとおり協議します。

<table>
<tr><td colspan="2">敷地の地名地番</td><td colspan="5">柏崎市</td></tr>
<tr><td rowspan="4">地域・地区</td><td>用途地域</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">その他の地区</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>防火地域</td><td colspan="2">準防火・法22条・指定なし</td></tr>
<tr><td>基準容積率</td><td colspan="2">%</td><td rowspan="2">日影規制</td><td>5m</td><td>時間</td></tr>
<tr><td>基準建ぺい率</td><td colspan="2">%</td><td>10m</td><td>時間</td></tr>
<tr><td rowspan="8">建築物の概要</td><td>建物用途</td><td colspan="2"></td><td>工事種別</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">構造</td><td colspan="2" rowspan="2"></td><td>最高の高さ</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>規模</td><td colspan="2">地上　　階／地下　　階</td></tr>
<tr><td></td><td>計画部分</td><td>計画以外の部分</td><td colspan="2">合計</td><td colspan="2" rowspan="2">敷地面積との比率</td></tr>
<tr><td>敷地面積</td><td>m2</td><td>m2</td><td colspan="2">m2</td></tr>
<tr><td>建築面積</td><td>m2</td><td>m2</td><td colspan="2">m2</td><td colspan="2">%</td></tr>
<tr><td>延べ面積</td><td>m2</td><td>m2</td><td colspan="2">m2</td><td colspan="2">%</td></tr>
<tr><td>前面道路種別</td><td colspan="5">法第42条第　項第　号　(　　)　幅員　　m</td></tr>
<tr><td colspan="2">※　受付欄</td><td colspan="5">※ 処理記録欄</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

（注意）※印のある欄は、記入しないでください。

（別紙様式３）

建築基準法に基づく許可事前協議取下届

年　　月　　日

柏崎市長　　様

建築主　住　所
氏　名　　㊞
電　話　　（　　）
代理人　住　所
氏　名　　㊞
電　話　　（　　）

下記の協議は、都合により取り下げたいので、届け出ます。

1　協議書提出年月日及び受理番号	
2　敷地の地名地番	
3　建築物等の用途	
※　受　付　欄	※ 処 理 記 録 欄

（注意）※印のある欄は、記入しないでください。

年　　月　　日

柏崎市長　　様

住所

氏名

印

申請理由書

記載例１

●以下の例を参考に、理由書を記載してください。

（別紙様式４）

平成○○年　○月○○日

柏崎市長　○○　○○　様

住所　柏崎市○○町○○番○○号

氏名　株式会社○○○○

代表取締役　○　○　○　○ 印

申請理由書

１　申請趣旨（申請趣旨をわかりやすく書くこと。）

柏崎市○○町○○番○○号の準住居地域内にある株式会社○○○○が自動車販売の点検、修理工場を新築するにあたり、建築基準法第 48 条第 7 項ただし書の規定により、用途制限緩和の許可を受けたく申請します。

２　許可を必要とする理由（必要である理由を詳しく記載すること。）

株式会社○○○○は昭和○○年○月に創業以来、該当敷地において営業をしてきましたが、この度、施設の老朽化や営業拡大に伴い、申請地にて建て替えを計画しています。

当該敷地以外に所有する土地がなく、また、自動車販売の営業からこの地を離れることは困難な状況にあります。

３　申請敷地付近の状況（申請地周辺の土地の利用状況などを具体的に記入して下さい。）

申請地の北側は幅員○ｍの県道○○○○線に面し、南側は戸建ての住宅、共同住宅があります。東側、西側の隣地は店舗、店舗用駐車場となっています。

周辺は、住宅、店舗、事務所等が混在する地域となっています。

４　業務の概要

⑴　申請建築物における業務内容：自動車の販売、点検、修理

⑵　営業時間：午前○時～午後○時まで

⑶　就業人員：○人

５　その他特記事項（計画上配慮している事項等があれば、具体的に記入して下さい。）

⑴　外壁は遮音効果のある構造としている。特に、南側の境界にブロック塀（高さ 2.0m）を設置します。

⑵　南側開口部は、２重窓等遮音効果のある構造とします。

⑶　主な搬入口は県道に面しています。

記載例２

●以下の例を参考に、理由書を記載してください。

（別紙様式４）

平成○○年　○月○○日

柏崎市長　○○　○○　様

住所　柏崎市○○町○○番○○号

氏名　株式会社○○○○

代表取締役　○　○　○　○ 印

申請理由書

１　申請趣旨（申請趣旨をわかりやすく書くこと。）

株式会社○○○○は、柏崎市○○町○○番地の敷地内に産業廃棄物処理施設（廃プラスチックの破砕）を設置するあたり、建築基準法第 51 条ただし書の規定により、敷地の位置の緩和許可を受けたく申請します。

２　許可を必要とする理由（必要である理由を詳しく記載すること。）

本施設は、家電量販店から回収した家電製品（産業廃棄物）をリサイクル可能な資源に選別する施設で、選別過程において廃プラスチックを破砕し、その処理能力が 6 トンを超えることから廃棄物処理法上の産業廃棄物処理施設となり、建築基準法第 51 条の規定の対象施設となります。また処理能力が建築基準法施行令で定める規模を超えるため、同条ただし書の許可対象となります。

３　申請敷地付近の状況（申請地周辺の土地の利用状況などを具体的に記入して下さい。）

申請地北側は、幅員 8mの市道○-○○号線に面し、その北に㈱○○○（供給施設）、東側は幅員 12mの市道○-○○号線に面し、その東に○○○㈱所有の空地、西側隣地には○○○㈱（工場）、南側は幅員 15mの県道○○○線に面し、その南に○○川があり、申請敷地周囲は供給処理施設や工場が集積した地域となっています。

４　処理品目及び処理能力（許可の対象となる処理品目・処理方法・処理能力を記入して下さい。）

廃プラスチック類の破砕　120.23ｔ／日

５　その他特記事項（計画上配慮している事項等があれば、具体的に記入して下さい。）

本施設の計画に当っては、所轄警察署の指導に基づき交通計画について検討したほか、生活環境影響調査を行い、周辺環境への影響が少ないことを確認しております。

近隣住民の皆様等から苦情等があった場合には、関係諸官庁にご指導を仰ぎ、誠意を持って対応いたします。

記載例３

●以下の例を参考に、理由書を記載してください。

（別紙様式４）

平成○○年　○月○○日

柏崎市長　○○　○○　様

住所　柏崎市○○町○○番○○号

氏名　株式会社○○○○

代表取締役　○　○　○　○ 印

申請理由書

１　申請趣旨（申請趣旨をわかりやすく書くこと。）

株式会社○○○○は、自動車販売の店舗、修理工場の建て替えをするにあたり、柏崎市○○町○○番地に仮設店舗を設置するため、建築基準法第 85 条第 5 項の規定により許可を受けたく申請します。

２　許可を必要とする理由（必要である理由を詳しく記載すること。）

株式会社○○○○は昭和○○年○月に創業以来、該当敷地において営業をしてきましたが、この度、施設の老朽化や営業拡大に伴い、現在地にて建て替えを計画しています。

工事期間中は引き続き営業を行う必要がありますが、現店舗での営業や当該敷地での仮設店舗の設置は難しく、○○地内に仮設店舗の設置を計画しています。

３　仮設建築物の概要（許可の対象となる仮設建築物の概要を記入して下さい。）

- 建設地　　柏崎市○○町○○番地（住居表示○番○号）
- 敷地面積　　○○○．○m2
- 建築面積　　○○○．○m2
- 延床面積　　○○○．○m2
- 構造・階数　　軽量鉄骨造平家建て
- 設置期間　　平成○○年○○月○○日から平成○○年○○月○○日まで
- 備考　　現店舗までの距離 1.5km

４　その他特記事項（計画上配慮している事項等があれば、具体的に記入して下さい。）

本仮設店舗は許可期間満了までに撤去することを誓約いたします。

廃棄物処理施設の種類及び能力調書

1　産業廃棄物

取扱廃棄物・処理の種類（廃掃法施行令第7条）		廃棄物処理施設の種類及び能力					
		ア 制限処理能力	イ 基準時又は許可時	ウ 現在	エ 本申請による増減	オ 合計（ウ＋エ）	カ オ／イ
1	汚泥の脱水						
2	汚泥の乾燥						
2’	汚泥の天日乾燥						
3-イ	汚泥の焼却						
3-ロ							
3-ハ							
4	廃油の油水分離						
5-イ	廃油の焼却						
5-ロ							
5-ハ							
6	廃酸・廃アルカリの中和						
7	廃プラスチック類の破砕						
8-イ	廃プラスチック類の焼却						
8-ロ							
8-2	木くずの破砕						
8-2’	がれき類の破砕						
9	有害物質を含む汚泥のコンクリート固化						
10	水銀を含む汚泥のばい焼						
11	汚泥等に含まれるシアン化合物の分解						
11-2	廃石綿等・石綿含有の溶融						
12	ＰＣＢ物の焼却						
12-2	ＰＣＢ物の分解						
13	ＰＣＢ物の洗浄						
13’	ＰＣＢ物の分離						
13-2-イ	その他産業廃棄物の焼却						
13-2-ロ							

（別紙様式５）

２　一般廃棄物

取扱廃棄物・処理の種類 (廃掃法施行令第5条)		廃棄物処理施設の種類及び能力					
		ア 制限処理能力	イ 基準時又は許可時	ウ 現在	エ 本申請による増減	オ 合計 （ウ＋エ）	カ オ／イ
一廃							
一廃							
一廃							
備　　考							

※　処理機器ごとに記載してください。また、処理機器の種類・台数により適宜記入欄を増減してください。

※　エ欄は、増設するものを「＋○○」と、撤去するものを「－○○」と記入してください。新規の場合は、「＋」を記入しないでください。

参考（廃棄物処理施設の制限）

○　産業廃棄物

取扱廃棄物・処理の種類 (廃掃法施行令第7条)		建基法施行令 第130条の2の3第3号 （工業地域・工業専用地域）	廃掃法施行令 第7条 （左記に掲げる用途地域以外）
1	汚泥の脱水	30m3／日	10m3／日
2	汚泥の乾燥	20m3／日	10m3／日
2’	汚泥の天日乾燥	120m3／日	100m3／日
3-イ	汚泥の焼却	10m3／日	5m3／日
3-ロ		－	0.2ｔ／h
3-ハ		－	火格子面積　２m2
4	廃油の油水分離	30m3／日	10m3／日
5-イ	廃油の焼却	4m3／日	1m3／日
5-ロ		－	0.2ｔ／h
5-ハ		－	火格子面積　２m2
6	廃酸・廃アルカリの中和	60m3／日	50m3／日
7	廃プラスチック類の破砕	6ｔ／日	5ｔ／日
8-イ	廃プラスチック類の焼却	1ｔ／日	0.1ｔ／日
8-ロ		－	火格子面積　２m2
8-2	木くずの破砕	100ｔ／日	5ｔ／日
8-2’	がれき類の破砕	100ｔ／日	5ｔ／日
9	有害物質を含む汚泥のコンクリート固化	4m3／日	全て
10	水銀を含む汚泥のばい焼	6m3／日	全て
11	汚泥等に含まれるシアン化合物の分解	8m3／日	全て
11-2	廃石綿等・石綿含有の溶融		全て
12	ＰＣＢ物の焼却	0.2ｔ／日	全て
12-2	ＰＣＢ物の分解	0.2ｔ／日	全て
13	ＰＣＢ物の洗浄	0.2ｔ／日	全て
13’	ＰＣＢ物の分離	0.2ｔ／日	全て
13-2-イ	その他産業廃棄物の焼却	6ｔ／日	0.2ｔ／h
13-2-ロ		－	火格子面積　２m2

○一般廃棄物

取扱廃棄物・処理の種類(廃掃法施行令第5条)		第5条
1	ごみの処理（焼却・埋立以外の処理）	5ｔ／日
	ごみの焼却	0.2ｔ／日
		火格子面積　２m2